

## 出会い・結婚応援メタバース使用許可要綱

### (目的)

第1条 出会い・結婚を希望する方を支援するため、鳥取県が構築したオンライン上の仮想空間「出会い・結婚応援メタバース」(以下「メタバース」という。)を鳥取県以外のイベント主催者が活用できるよう、メタバースを使用する際の使用許可に係る手順及び基準を定めるもの。

### (使用許可申請)

第2条 メタバースの使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号によるメタバース使用許可申請書(以下「申請書」という。)を鳥取県子ども家庭部子育て王国課長(以下「子育て王国課長」という。)に提出しなければならない。

### (使用許可)

第3条 子育て王国課長は、前条の申請書を受け付けたときは、次条に定める使用許可の基準に照らして審査するものとする。

- 2 前項の審査の結果、適正な申請と認められたときは、子育て王国課長がメタバース使用許可書を交付して使用許可するものとする。
- 3 前項により使用許可したメタバースの使用料は、無料とする。

### (使用許可の基準)

第4条 使用許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 適正に出会い・結婚に係る支援活動が実施できること。
- (2) 宗教団体、政治団体ではないこと。
- (3) 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う団体でないこと。
- (4) 個人情報適切に管理できること。
- (5) 参加者のうち、鳥取県に在住する者を半数以上とするイベントであること。

### (使用許可内容の変更の承認)

第5条 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた内容(以下「使用許可内容」という。)を変更しようとするときは、様式第3号による変更承認申請書をあらかじめ子育て王国課長に提出しなければならない。

- 2 第3条各項の規定は、使用許可内容の変更の承認について準用する。

### (使用許可に基づくイベント開催)

第6条 第3条に基づく使用許可を受けたイベントを開催するときは、次の項目を遵守すること。

- (1) イベントに関して収集した個人情報は、厳重に管理すること。
- (2) イベントの受付時に、本人確認をすること。(運転免許証やパスポート等の顔写真付き公的身分証明書の提示を求める。)
- (3) ストーカー行為等の犯罪行為、あるいは相手の意思に反して個人情報を聞き出すなどの行為が行われないよう徹底すること。

- 2 イベント終了後10日以内にイベント開催結果報告書を県に提出すること。
- 3 イベント終了後、県が参加者にアンケート調査を実施することがあるので、その際には協力すること。
- 4 必要に応じて鳥取県の職員がイベントを視察することがあるので承知しておくこと。

(使用許可の取消し)

第7条 第4条による使用許可を受けた後、第4条各号のいずれかを欠いた場合は、子育て王国課長は使用許可を取り消すものとする。

- 2 前項の取消しは、子育て王国課長が使用許可取消通知書を交付して行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て王国課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日より施行する。